

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟市教育委員会

教育長

井崎規之

新潟市教育委員会規則第6号

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成29年新潟市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「第6条の2の2第4項」を「第6条の2の2第3項」に、「第77条第3項」を「第77条第5項」に改める。

第20条第1項第13号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第20条第1項第13号の改正規定は、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。